

○職員等の旅費に関する条例

平成7年11月1日
条例第18号

改正 平成15年7月22日 条例第5号
平成18年3月1日 条例第2号
令和8年2月9日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 組合が職員等に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が組合の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員等に対し旅費を支給する。

3 前2項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めのある場合、その他組合費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給することができる。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 前条第1項又は第2項に規定する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、包括宿泊費、宿泊手当及び移転料とする。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項におい

て同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(車賃)

第10条 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について路程に応じ1キロメートル当たり37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用に第13条に規定する宿泊手当に相当する費用を加えた費用とし、その額は1夜当たり1万4,200円とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による旅費の額及び当該宿泊に要する費用の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。ただし、第11条本文に規定する宿泊料の額を支給された場合には、宿泊手当は支給しない。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊料又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、第7条から第10条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる

場合には、800円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（移転料）

第14条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ次の各号に規定する額により支給する。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、別表に定める一定距離当たりの定額による額
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の移転について、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額を加算して支給する。

第15条 削除

（日額旅費）

第16条 旅行のうち、研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため旅行する場合には、第6条に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が管理者と協議して定める。

（管内出張旅費）

第17条 但馬管内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。

- (1) 公共交通機関を利用した場合 その実費相当額
 - (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 第11条本文の範囲内の実費相当額
- （旅費の特例）

第18条 職員が特別職の職員に同行して旅行するときは、その間の宿泊料は、特別職の職員と同額を支給する。

（旅費の計算）

第19条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第7条から第14条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第20条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その旅費の必要が明らかにならなかった部分の金額の支給を受けることができない。

（外国旅行の旅費）

第21条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の例に準じて、その都度旅行命令権者が管理者と協議して定める額を旅費として支給する。

（旅費の調整）

第22条 任命権者は、旅行者が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない部分の旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者と協議して必要とする旅費を支給することができる。

（旅費の返納）

第23条 支出命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（監督）

第24条 管理者は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資

料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月22日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月1日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年2月9日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第3項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員等の旅費に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第3項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

別表(第14条関係) 移転料

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上 100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以 上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以 上500キロメートル未満
107,000円	123,000円	152,000円	187,000円
鉄道500キロメートル以 上1,000キロメートル未 満	鉄道1,000キロメートル 以上1,500キロメートル 未満	鉄道1,500キロメートル 以上2,000キロメートル 未満	鉄道2,000キロメートル 以上
248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考 路程の計算については、水路1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。